「輸液ポンプの賃貸借単価契約」質問に対する回答

番号	書類名	該当箇所	質問	回答
1	仕様書　その他	・本体に障害等が生じ、修理のための通知を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣し、必要な修理を行うこと。	仕様書に「本体に障害等が生じ、修理のための通知を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣し、必要な修理を行うこと」とありますが、故障機器を引き上げ、同等の代替機器と交換することで修理対応に代えることは可能でしょうか。	故障時の対応は、故障した機器を修理するのではなく、直ちに代替機器と交換することで修理対応に代えることでも差し支えありません。 仕様書の該当箇所に、交換による対応を認める旨を追記します。

※回答にあわせて仕様書を修正し、本案件のウェブページに掲載されている仕様書を差し替えました。